照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金)融(庁告示第七号)(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) (信用保証協会(略) (昭和二十五年法 (新設) (明和二十五年法 (新設) (明刊五条 (略) (明刊五条 (略) (新設)	(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) 第四十五条 (略) (信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) 第四十五条 (略) (信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) 第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証(信用保証協会(第一要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に対する場が保証を表示していては、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。
現行	改正案